

町田市行政不服審査会
2017年度第8号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2020年 7月 6日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年1月19日付け18町総法第92号(2017年度第8号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が処分庁町田市長及び町田市病院事業管理者に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が行った次の公文書部分公開決定処分等については、それぞれ第5 審査会の判断に記した結論のとおりである。

	審査請求日	決定処分	所管部課
a	2017年 1月29日	公文書部分公開決定処分(2016年1 2月9日付け16町政広第130号)	政策経営部 広報課
b	2017年 1月29日	公文書公開決定処分(2016年12月 16日付け16町地障第2342号) 公文書部分公開決定処分(2016年1 2月20日付け16町地障第2371 号)	地域福祉部 障がい福祉課
c	2017年 3月11日	公文書部分公開決定処分(2017年3 月3日付け16町地障第2938号)	地域福祉部 障がい福祉課

d	2017年 4月12日	公文書非公開決定処分（2017年4月7日付け17町地障第38号）	地域福祉部 障がい福祉課
e	2017年 1月29日	公文書公開決定処分（2016年12月12日付け16町子総第2934号）	子ども生活部 子ども総務課
f	2017年 1月29日	公文書公開決定処分（2016年12月16日付け16町子保第3348号）	子ども生活部 保育・幼稚園課
g	2017年 1月29日	公文書部分公開決定処分（2016年12月20日付け16病事総第193号） 公文書非公開決定処分（2016年12月20日付け16町病事総第193号）	市民病院 事務部総務課

第2 審査請求の趣旨

1 a（第1のaをいう。以下、b、c、d、e、f、gについて同じ。）
についての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、被害者の氏名及び年齢を除いてすべて開示するとの決定を求める。
- (2) 公益上の理由による裁量的開示を実施すべきである。
- (3) 開示決定から通知の送付まで7日経過しているが、開示決定後速やかに通知書を発送すべきであり、運用改善を求める。

2 b、cについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、公開していないグループホームの住所のうち市町村名より詳しいもの、緊急連絡先の電話番号のうち市外局番や最初の3つの番号以外の部分を除いてすべて開示するとの決定を求める。
- (2) 1(2)に同じ。
- (3) 1(3)に同じ。

3 dについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 対象となる処分を取り消し、請求対象文書を特定したうえで、すべて開示するとの決定を求める。
- (2) 1(2)に同じ。

4 e、f、gについての審査請求人の審査請求の趣旨は、次のとおりである。

(1) 3(1)に同じ。

(2) 1(2)に同じ。

(3) 1(3)に同じ。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例（以下「本件条例」という。）第4条の規定により、平成28年10月28日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。」を対象とする公文書公開請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、第1のaからgに記載されている処分を行った。なお、cの処分は、bに対する審査請求を受けて公文書部分公開決定処分（2016年12月20日付け16町地障第2371号）を取り消し、再度決定したものであり、dの処分は、bに対する審査請求を受けて再度検索した結果、追加で決定したものである。

3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、当該処分を不服として「審査請求書」によりaからgまでの審査請求を行った。

4 処分庁は、aについては2017年4月5日付け17町政広第5号、b、c、dについては2017年5月17日付け17町地障第402号、eについては2017年4月7日付け17町子総第154号、fについては2017年4月10日付け17町子保第118号、gについては2017年4月7日付け17町病事総第1号の「弁明書」により弁明した。

5 これに対し、審査請求人は、aについては2017年5月9日付け、b、c、dについては2017年6月28日付け、eについては2017年5月9日付け、fについては2017年5月9日付け、gについては2017年5月9日付けの「反論書」を提出した。

6 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2018年1月19日付け18町総法第92号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2019年7月26日 審議

2019年8月23日 審議

2019年9月27日 審議

2019年11月8日 審議

2019年12月25日 処分庁への事情聴取

2020年1月17日 審議

2020年2月20日 審議

2020年3月11日 審議

2020年5月15日 審議

2020年6月19日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 a について

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求書における主張

(ア) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開条例解釈上の適用除外又は不存在と判断することは違法である。

(イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 本件請求の対象となる相模原事件の性質から、公開することに公益上の理由がある。

(エ) 市長及び病院事業管理者の決定から通知書発送までに7日を要したことは、本件条例第7条第1項の「速やかに決定の内容を請求者に通知しなければならない。」に違反する。

イ 反論書における主張

(ア) 事件発生日の前に取得・作成された文書も対象として確認すべきである。請求書の請求内容欄の記載からは事件発生日以降に取得・作成された文書に限定する趣旨は読み取れない。実施機関は、本件条例第3条第1項により知る権利が十分尊重されるように運用すべきであり、情報公開請求権ないし知る権利を著しく侵害している。

(イ) 慣例法上、一般に、不存在又は文書の特定で争われる審査請求の後では、実施機関は、再度文書を探索するものである。本件では何ら再探索をしていないが、慣例に従って再度探索すべきである。

(ウ) 不開示とした報道機関の記者名は、記名記事であれば本件条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当し、公衆が当該報道を見聞することについて記者が認識していることから同号ただし書きイに該当し、記者であることは公的地位又は立場に関する情報であることから同号ただし書きウに該当し、条例第3条第2項または町田市行政手続条例第9条第2項の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報そのものであって、相模原事件の重大性に鑑みても公開することが公益上必要と認められることから同号ただし書きエに該当する。また、NHKについては、NHK情報公開規程に、開示申出権者が事実上何人と規定されていることから同号ただし書きアに該当し、同規程があることから記者は当然に公開に同意しているものであり、同号ただし書きイに該当する。NHKが放送法の規定に基づく特殊法人であることから同号ただし書きウ、エに該当する。

(エ) 一般に、耳目を集めた事件の被害者の氏名や年齢は、行政府が公表するものである。本件被害者に関する情報の多くを非公表としたことは、憲法第14条、障害者の権利条約のほとんどの規定、障害者差別解消法等に違反する差別である。ゆえに、被害者の氏名、年齢は同号ただし書きア、イ、ウ、エに該当する。

(オ) 行政不服審査法第30条第1項の規定により、反論書（正副2通）の提出が求められたが、同規定には副本の提出が規定されていない。審査請求人に対して副本の提出を義務付けることは簡易迅速な手続きといえず、同法第1条に違反する。副本の提出をやるべきである。

(2) 処分庁の主張

ア 公文書部分公開決定通知書（2016年12月9日付け16町政広第130号）で特定した「報道関係取材報告書（2016年7月

26日付け)」ほか1件の文書中、非公開とした部分は、本件条例第5条第1項第1号ただし書きのいずれにも該当しない個人情報である。

イ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に作成又は取得した公文書について検索したが、決定に係る公文書以外に保有していない。

2 b、c、dについて

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求書における主張

(bについて)

(ア) 1(1)ア(ア)に同じ。

(イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号、第2号、第5号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 1(1)ア(ウ)に同じ。

(エ) 1(1)ア(エ)に同じ。

(cについて)

(ア) 1(1)ア(ア)に同じ。

(イ) 2(1)ア(イ)に同じ。

(ウ) 1(1)ア(ウ)に同じ。

(エ) 1(1)ア(エ)のうち、「7日」を「5日」とし、その他は同じ。

(dについて)

(ア) 1(1)ア(ア)に同じ。

(イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第4号に該当しない。

(ウ) 1(1)ア(ウ)に同じ。

(エ) 本件対象文書は市議からの質問への回答に関する文書であるが、質問自体が相当程度過去のものである。加えて、議会は公開されており、不開示に該当しない。さらに、想定問答集に関する情報を開示することも、本件条例第1条に合致する。本件対象情報を公開することにより、今後の答弁の検討、作成に著しい制約を受けることにはならない。

イ 反論書における主張（b、c、dについて）

（ア） 1（1）イ（ア）に同じ。さらに、本件担当課は、いわゆる障がい者施設や精神保健福祉等を所管していることから、例えば、相模原事件を受けた職員研修や障害者の権利擁護団体関係の個人・団体等からの同事件に関する意見等の文書も特定すべきである。

（イ） 1（1）イ（イ）に同じ。

（ウ） 各施設からの回答内容を一覧形式にまとめた表（一覧表）の不
開示部分であるが、職員や警備員の数は、公務員の職務執行情報
として公にしているか公にすることを予定している情報であり、
機械警備や防犯カメラ等は、購入や保守点検整備等につき財務会
計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となる。これらを
不開示とするとオンブズ活動に著しい支障を来すことが避けられ
ず、町田市の民主主義は停滞を免れない。また、本件では主権者
の目で各施設の防犯体制を確認し、町田市、国連障害者の権利委
員会等に意見を提出する必要がある、その必要性を満たすことこ
そ本件条例第1条の規定に適合するというべきである。このよう
な性質の情報は、開示しても施設利用者の生命、身体、自由又は
財産の保護に著しい支障が生じる恐れはなく、本件条例第5条第
1項第5号に該当しない。さらに、機械警報装置、施錠、防犯カ
メラ、通報装置、避難訓練実施、危機管理マニュアルは、これら
を有していることが市のもっとも基本的かつ最低限の責務である
ことから、職員らの責任追及、同施設にいる市民の安全の確保の
ために開示することこそが本件条例第1条に適合するものという
べきである。防犯対策上脆弱な点があれば、それは早急に改善す
べきであり、不開示理由にはならない。情報公開制度は、そのよ
うな行政の怠慢を是正し、市民が不利益を受けることをなくすた
めに存在するのである。なお、一覧表には廃止された施設の情報が
記載されているが、職員の連絡先を除く情報については、施設
利用者が存在しないことから同項第5号他いかなる不開示理由に
も該当しない。

（エ） 質問主旨・答弁要旨、確認用答弁書、想定質問・答弁要旨シー

トについて処分庁は「実際の答弁とは異なる見解が市の見解として流通するおそれがある」とするが、答弁の作成過程の文書と実際の答弁が異なることは当然であり、市における意思決定に至る過程を跡付け、又は検証できる情報こそ積極的に開示することが情報公開の意義である。

(オ) 相模原事件の被告人は障がい者施設の前職員であり、被害者は障がい者であるから、本件に関する情報公開は、障害者の権利条約の規定に拘束される。相模原事件を受けて実施されたアンケートや答弁作成過程の情報を開示することは、同条約第32条にある「条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進」することそのものであり、当該情報は公開することにより、市又は国等の事務の公正かつ適正な実施に著しく寄与するものであることから、本件条例第5条第1項第4号には該当しない。

(2) 処分庁の主張 (b、c、dについて)

ア 公文書部分公開決定通知書(2017年3月3日付け16町地障第2938号)で特定した「障害者支援施設に対する調査依頼に係る回答について」ほか1件の文書中、「各施設からの回答内容を一覧形式にまとめた表のうち、寝たきり者数、利用者数、職員数、警備員数、機械警備の有無、施設状況、防犯カメラの有無及び映像保存期間、通報装置の有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無及び管理者対策の実施状況の欄」及び「各施設から回収した調査票及びアンケート回答用紙」については、各施設が防犯・警備体制について回答したものであり、公開することにより、施設利用者等の生命、身体の保護に著しい支障が生じると認められることから、本件条例第5条第1項第5号に該当する。

イ 公文書非公開決定通知書(2017年4月7日付け17町地障第38号)で特定した「質問主旨・答弁要旨」ほか2件の文書は、市議からの質問への答弁に至る過程の情報であり、公開を前提とすると、実際の答弁とは異なる内容が市の見解として流通するおそれがあり、今後の答弁の検討、作成に係る事務に著しい制約を受けることとなることから、本件条例第5条第1項第4号に該当する。

ウ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に作成又は取得した公文書について探索したが、決定に係る公文書以外に保有していない。

3 eについて

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求書における主張

(ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。

(イ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。

(ウ) 1 (1) ア (エ) に同じ。

イ 反論書における主張

(ア) 相模原事件を受けた職員研修や担当課が所管する福祉法人等との文書等を特定すべきである。

(イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。

(ウ) 1 (1) イ (オ) に同じ。

(2) 処分庁の主張

神奈川県立津久井やまゆり園で障がい者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に当該事件に関して作成又は取得した公文書は、公文書公開決定通知書(2016年12月12日付け16町子総第2934号)で特定した「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」ほか1件のみであり、当該文書以外には保有していない。

4 fについて

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求書における主張

(ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。

(イ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。

(ウ) 1 (1) ア (エ) に同じ。

イ 反論書における主張

(ア) 3 (1) イ (ア) に同じ。

(イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。

(ウ) 1 (1) イ (オ) に同じ。

(2) 処分庁の主張

神奈川県立津久井やまゆり園で障がい者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に当該事件に関して作成又は取得した公文書は、公文書公開決定通知書（2016年12月16日付け16町子保第3348号）で特定した「学校における安全管理の徹底について（依頼）」ほか3件のみであり、当該文書以外には保有していない。

5 g について

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求書における主張

(ア) 1 (1) ア (ア) に同じ。

(イ) 不開示部分は、本件条例第5条第1項第1号にも第4号にもともに該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 1 (1) ア (ウ) に同じ。

(エ) 非公開決定の分は、一切を不開示とする合理的根拠がない。

(オ) 他自治体の開示文書や報道等から、明らかに救急搬送の前後及び最中に取得・作成した文書が存在する。それらを特定すべきである。

(カ) 1 (1) ア (エ) に同じ。

イ 反論書における主張

(ア) 1 (1) イ (ア) に同じ。さらに、本件担当課は、病院を所管していることから、例えば、相模原事件を受けた職員研修や障害者の権利擁護団体関係の個人・団体等からの同事件に関する意見等の文書も特定すべきである。

(イ) 1 (1) イ (イ) に同じ。

(ウ) 不開示とした報道機関の記者名は、記名記事であれば本件条例第5条第1項第1号ただし書きアに該当し、公衆が当該報道を見聞することについて記者が認識していることから同号ただし書きイに該当し、記者であることは公的地位又は立場に関する情報であることから同号ただし書きウに該当し、条例第3条第2項または町田市行政手続条例第9条第2項の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報そのものであって、相模原事件の重大性に鑑みても

公開することが公益上必要と認められることから同号ただし書きエに該当する。

(エ) 公開することにより、社会的影響が大きくなることをもって、当該メディカルコントロール協議会に参加した関係機関における事務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な事務の実施を著しく困難にするとは認められない。たとえ処分庁の弁明のとおりだとしても、参加した機関名を開示した上で発言した機関名を不開示とすれば、事務の実施の目的を失わせることにはならない。

(オ) 2 (1) イ (オ) に同じ。

(カ) 1 (1) イ (オ) に同じ。

(2) 処分庁の主張

ア 公文書部分公開決定通知書（2016年12月20日付け16町病事総第193号）で特定した「報道機関取材報告書」の文書中、非公開とした部分は、本件条例第5条第1項第1号ただし書きのいずれにも該当しない個人情報である。

イ 公文書非公開決定通知書（2016年12月20日付け16病事総第193号）で特定した「津久井やまゆり園における殺傷事件患者受け入れ機関の情報交換について（報告）」の文書は、各関係機関からの忌憚のない意見を聴取することを目的とした、公開を前提としない会議の議事録である。公開することにより、参加関係機関における事務の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすることが明らかであることから、本件条例第5条第1項第4号に該当する。

ウ 神奈川県立津久井やまゆり園で障害者殺傷事件が発生した2016年7月26日頃以降に作成又は取得した公文書について探索したが、決定に係る公文書以外に保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の審査について

本件公開請求は1件で行われたが、請求対象となる事案に関わる所管課が複数に及んでいるため、所管課ごとに請求対象文書が特定され、実施機関としての公開等決定も所管課単位で複数なされている。そのため、審査

請求も所管課ごとに分けて行われた決定に対してそれぞれなされた。また、各所管課で審査請求の対象となる決定の内容や経緯が異なっているが、当審査会への実施機関からの諮問はまとめて1件としてなされている。

そこで、請求対象文書の所管課ごとに本件審査請求について検討する。

2 a について

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は広報課所管の対象文書として、市民病院事務部総務課から政策経営部広報課長あてに提出された報道関係取材報告書（2016年7月26日午前分6件、2016年7月26日午後分5件）を特定し、市民病院に搬送された被害者の氏名及び年齢並びに報道各社の記者氏名を本件条例第5条第1項第1号に該当するとして非公開とする部分公開決定を行った。これに対し、審査請求人は報道各社の記者氏名は本件条例第5条第1項第1号に該当せず、該当するとしても各ただし書すべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求め、さらに請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、請求対象文書の探索は、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

また、該当する公文書は、事件を受けて被害者が搬送された市民病院が事件に関して受けた取材に関する報道関係取材報告書のみで、取材をもとにした報道があったか否かの確認は行っておらず、特段取得した文書等はないとのことであった。なお、市民病院総務課所管分と

して特定された2016年7月26日午後に行われた取材の報道関係取材報告書は、5名の取材者をまとめて1件であるのに対し、広報課が保有しているものは取材者ごとに5件に分かれていた。これは、広報課において市民病院事務部総務課から送付された1件の報告書をもとに、報道機関ごとの報告書に校正したものを保有しているとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で他に保有しているべき文書があるとは言い難く、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難い。

(3) 本件条例第5条第1項第1号該当性について

本件条例第5条第1項第1号は、個人に関する情報で特定個人が識別され、又は識別され得るものを個人情報として非公開情報と定めているが、各ただし書きに該当する場合は公開するものとしている。報道関係取材報告書には各報道機関の記者の氏名が記載されており、個人情報に該当するので各ただし書該当性を検討する。

ア ただし書ア該当性について

ただし書アは「法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができる」とされている情報」について公開するものと規定している。「法令」とは法律、政令、府令、省令その他の命令及び条例等を指し、これらの規定等により広く周知が図られているものについては、個人情報であっても公開するものとされているが、各報道機関の記者の氏名を広く周知する法令の規定は存在せず、該当しない。

イ ただし書イ該当性について

ただし書イは、「当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報」について公開するものと規定している。報道機関の記者の氏名は、署名記事や放送で記者名の明示などにより公にされることはあるが、いずれも取材段階ではなく、記事や放送において行われるものであり、報道機関によって記事への署名の状況も

異なっている。動画配信や録音の公開を前提に行われている記者会見などで、新聞社名と記者の姓を名乗って質問をするなどの場合は、公にすることについて明らかに同意していると認められるが、そうした条件の下での取材以外では、氏名の公開への同意が明らかにあるとは認めがたく、本ただし書に該当するとは言えない。

ウ たゞし書ウ該当性について

たゞし書ウは、「当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について公開するものと規定している。「公的地位又は立場」とは公務員に関連する情報として解釈されているところであるが、これは公務員ないし公務員に準ずる公的な立場・地位を有する者を含み、当該立場・地位に関連した行為に係る情報については、個人情報であっても公開すると解すべきものである。報道機関の記者は公的地位又は立場があるとは言えず、該当しない。

エ たゞし書エ該当性について

たゞし書エは「法令の規定に基づく許可、免許、届その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」について公開するものと規定している。報道関係取材報告書は、法令の規定等に基づき作成されているものではなく、該当しない。

(4) 原処分の妥当性について

以上のことから、特定された公文書以外に本件請求に係る文書が存在するとは認めがたく、各報道機関の記者氏名は本件条例第5条第1項第1号に該当し、たゞし書のいずれにも該当しないことから、実施機関の判断は妥当である。

3 b、c、dについて

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は障がい福祉課所管の対象文書として、以下のものを特定した。

- ① 平成28年7月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

- らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」及び収受の起案書
- ② 平成28年7月26日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部長「施設における防犯灯安全管理の確保について」及び収受の起案書
 - ③ 平成28年7月27日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部長「事業所における防犯等安全管理の確保について」及び収受の起案書
 - ④ 2016年7月28日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から各施設管理者に宛てた「放課後デイサービスにおける利用者の安全確保について（通知）」及び通知起案書
 - ⑤ 2016年7月28日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から各施設管理者に宛てた「施設における利用者の安全確保について（通知）」及び起案書
 - ⑥ 2016年7月29日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長から関係各位にあてた「『不審者対応講習会』の開催について」及び起案書
 - ⑦ 平成28年8月9日付け警視庁町田警察署生活安全課長「障がい者支援施設に対する調査依頼について」
 - ⑧ 2016年8月10日付け町田市地域福祉部障がい福祉課長「防犯設備等の状況調査について（依頼）」及び起案書
 - ⑨ 平成28年8月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長らによる「津久井やまゆり園の事件による不安を和らげる心のケアの充実について」及び同通知を受信し保健総務課に転送した際の電子メール本文並びに起案書
 - ⑩ 2016年9月1日付け神奈川県障害者自立支援協議会会長からの「共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて」及び同文を受信した際の東京都からの電子メール本文並びに起案書
 - ⑪ 平成28年9月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について」及び受信した際の東京都からの電子メール本文並びに起案書
 - ⑫ 2016年度第2回町田市障がい者施策推進協議会資料
 - ⑬ 障がい者支援施設一覧リスト
 - ⑭ 障がい者施設一覧回答用紙

- ⑮ 各施設から回収した調査票及びアンケート回答用紙
- ⑯ 福祉施設防犯リスト
- ⑰ 平成28年(2016年)第3回町田市議会定例会における一般質問
(9月6日 白川哲也議員)に関する質問主旨・答弁要旨
- ⑱ 同確認答弁書(一般質問)
- ⑲ 同想定質問・答弁要旨シート

実施機関は、①から⑫を全部公開と決定し、⑬、⑭及び⑯のうち各施設が非公表としている場合の住所を本件条例第5条第1項第2号に、⑭及び⑯のうち夜間連絡先として指定されている個人の携帯番号(初めの三桁を除く)を同1号に、⑭及び⑯のうち寝たきり者数、利用者数(昼・夜)、職員数(昼・夜)、警備員数(昼・夜)、機械警備の有無、施錠状況(昼・夜)、防犯カメラの有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無、管理者対策の実施状況並びに⑮すべてを同5号に、⑰から⑲を同4号に該当するとして非公表とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、非公表としている施設住所及び夜間連絡先とされている個人の携帯番号を除く非公表部分は、本件条例第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当せず、該当したとしても各号ただし書きすべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求めている。また、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法な処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、請求対象文書の探索は、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

当審査会において聴取等したところ、やまゆり園事件を受けて「不

審者対応講習会」が開催されているが、講習に関するアンケートは実施していないとのことであった。また、市内施設からやまゆり園利用者の緊急避難的受け入れの可能性や、神奈川県からの利用者受入の要請状況について問い合わせがあったが、その内容を記録したものは無いとのことである。その理由は、通常、施設等からの問い合わせ等に対して、国からの通知等を超える内容で、市として対応すべき相談・問い合わせ等があった場合に内部で書面をもって報告する対応を行っているが、当時、該当する問い合わせはなかったとのことであった。さらに、事件を受けて市内施設利用者やその家族等からの相談、苦情等について記録した文書は存在しないとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で他に保有しているべき文書があるとは言い難く、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難い。

(3) 本件条例第5条第1項第5号該当性について

本件条例第5条第1項第5号は、「公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報」と規定している。これは、公にすることにより犯罪を誘発する等、人の生命、身体、財産に被害をもたらすことが十分予測される情報について、被害からの保護のために非公開とすることを趣旨としている。また、人の生命、身体、財産等の保護への単なる支障ではなく、著しい支障が生じると認める場合を要件としている。

本件文書⑮は、町田警察署による「障害支援施設に対する調査」の依頼を受け、本件実施機関が町田市内の障害者支援施設に行った調査回答依頼に対し各施設から寄せられた回答用紙であり、本件文書⑭は各回答用紙に記載された内容を踏まえて一覧にまとめたものであり、本件文書⑯には⑭では未回答で施設名のみ記載されている施設の回答事項の情報が記載されている。本件実施機関は、本件文書⑭及び⑯のうち寝たきり者数、利用者数（昼・夜）、職員数（昼・夜）、警備員数（昼・夜）、機械警備の有無、施設状況（昼・夜）、防犯カメラの有無、巡回状況、避難訓練実施状況、災害時の対応、マニュアルの有無、管理者対策の実施状況が、各施設の防犯・警備体制について回答

したもので本号に該当するとしているので、まずは本件文書⑭の該当性について検討する。

ア 本件文書⑭について

(ア) 寝たきり者数について

調査対象の障害支援施設に寝たきりの利用者がある場合、その具体的な数を明らかにすると、利用者に危害が及びかねない事象を発生させよう企図する者などに対し、自力で回避行動等のとれない利用者の存在などを具体的に明らかにすることになる。本件調査で回答している施設の中には利用者が数名のところもあり、寝たきり者の数が明らかになることで、防犯対応等利用者の安全確保のために過重な負担が生じるおそれがあり、人の生命、身体の保護に支障が生じる蓋然性が認められる。また、調査に回答した施設には寝たきりの利用者がいないところもあるが、寝たきり者の在籍がない施設の情報を公にすると、それ以外に寝たきり者がいることを明らかにすることになるため、寝たきり者の在籍の有無にかかわらず、当該回答項目を明らかにすることは人の生命、身体の保護に著しい支障があると認められ、本件実施機関の判断は妥当である。

(イ) 利用者数（昼・夜）について

各施設の利用者について、昼間と夜間の利用者数をそれぞれ記載する欄がある。すでに「利用時間」が公開されており、本欄に「24時間対応」などと回答している施設に夜間も利用者があることは、容易に判別できる状態になっている。

また、2018年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3及び児童福祉法第33条の18により、障害福祉サービス等情報公表制度（以下、「公表制度」）が設けられた。これは、事業者数の増加を受けて、サービス等の利用者が事業者を選択する際に個々のニーズに応じてより良いサービス選択ができるようにし、事業者のサービスの質の向上を図ることを目的として設けられた制度である。法令で定めら

れた対象施設に該当する場合は、各施設設置事業者が各都道府県等に報告を行い、都道府県知事等が公表範囲の最終判断を行うものとして運用されている。東京都においては、該当する事業者・施設について、利用者数とともに障害支援区分ごとの利用者数を公表することになった。

本件公開請求は公表制度が施行される以前に行われたものであるが、公表制度趣旨を踏まえると、本来公表されるべき情報の公表を担保するために設けられたと解すべきである。利用者数は公表対象とされており、本件実施機関が主張する防犯・警備体制に支障を及ぼし、人の生命、身体等の保護に著しい支障が生じているとは認めがたい。また、夜間の施設利用者がいるか否かは、すでに本件実施機関が公開した情報から明らかであり、それが意味するところが居住・滞在型の事業を行う施設であることは容易に理解できるところである。さらに、公表制度では、施設ごとのサービスも明らかにされ、夜間利用者の有無が判別可能であるので、昼間、夜間の利用者数を公開しても本件実施機関が主張する防犯・警備体制に係る情報で人の生命、身体等の保護において特段支障が生じているとは認めがたい。したがって、公表制度の対象となっている各施設に係る当該情報について非公開とした本件実施機関の判断は妥当でない。

(ウ) 職員数（昼・夜）について

各施設の職員数について、昼間と夜間の利用者数をそれぞれ記載する欄がある。すでに「利用時間」が公開されており、本欄に「24時間対応」などと回答している施設に夜間も職員がいることは、容易に判別できる状態になっている。

また、公表制度では職員数及び夜勤職員数が公表されているところであり、それをもって本件実施機関が主張する防犯・警備体制に係る情報で人の生命、身体等の保護に特段支障が生じているとは認めがたい。したがって、公表制度の対象となっている各施設に係る当該情報について非公開とした本件実施機関の判断は妥当でない。

(エ) 警備員数（昼・夜）、機械警備の有無、施錠状況（昼・夜）、防犯カメラの有無、巡回状況について

これらの情報は、設備の整備状況や警備の配置状況など具体的な防犯・警備体制や手段を明らかにするものと認められる。各施設の規模はさまざまであり、防犯・警備に関する能力を具体的に明らかにすることにより、施設の脆弱性を明らかにすることとなるため、施設運営上、人の生命、身体の保護に著しい支障があると認められ、本件実施機関の判断は妥当である。

(オ) 避難訓練実施状況について

各施設での避難訓練実施状況は、訓練の実施の有無を明らかにするにすぎず、具体的な避難方法や手段を明らかにするものではない。確かに、避難訓練を実施していない施設があった場合、明らかに災害時等の対応の準備ができていない、あるいは不十分であることを明らかにすることになるが、それをもって公開することによって人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたく、本件実施機関の判断は妥当ではない。

(カ) 災害時の対応について

当審査会で見分したところ、災害時の対応として回答されている中には、設備や備品の整備状況に係るものが認められた。また、災害時の対応として回答されているものの、記載内容からすると災害時のみに関わらず、非常ベルの設置状況など防犯・警備体制としての活用も想定されるものも散見される場所である。したがって、前記（エ）と同様に、施設運営上、人の生命、身体の保護に著しい支障があると認められ、本件実施機関の判断は妥当である。

(キ) マニュアルの有無、管理者対策の実施について

マニュアルの有無の記載欄は、災害時のマニュアルについてその有無のほか現状を記載しているものも認められた。しかし、い

ずれの記載も、具体的な災害対策の手段や方法を明らかにするものではない。また、管理者対策の記載欄は、実施したか否か、管理者対策の有無のほか、研修や公衆の一般的記述などが記載されているが、具体的な手段や方法については、施設番号32を除いて公開しても明らかにすることにはならない。これらの情報を公開しても、人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたく、本件実施機関の判断は妥当ではない。ただし、施設番号32については、防犯体制の具体的な設備状況を含むため、本件実施機関の非公開の判断は妥当である。

イ 本件文書⑯について

本件文書⑯は⑭と同じ施設を対象に、同じ項目を取りまとめた一覧であるが、本件文書⑭で未回答の施設の情報も記載され、また項目によっては表記の統一がなされている。調査に未回答の施設であっても、本件文書⑭で公開すべきと判断した項目については、いずれも本来であれば公表すべき情報であり、公開しても人の生命・身体等の保護に著しい支障を及ぼすとは認めがたい。したがって、各施設による回答の有無にかかわらず、本件文書⑭で公開が妥当と判断した項目については、公開すべきである。

なお、施設番号23、37、38の「管理者対策の実施」記載欄には、当該欄に記載すべき内容以外の備考ともいえる記載があり、原処分で公開されている一覧表の最後にある凡例と対応していることが認められる。「管理者対策」欄は、(3)ーア(キ)で欄として公開するものと判断しており、また、当該施設の記載欄を非公開としても、公開されている凡例と施設住所で容易にいずれに該当するかは明らかと言わざるを得ず、本件条例第5条第1項第5号の定める公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報に当たるとは認められない。

ウ 本件文書⑰について

本件文書⑭は、各施設からの回答用紙である本件文書⑰の内容を

まとめたものである。したがって本件文書⑭で公開する情報については、本件文書⑮においても本件条例第5条第1項第5号に該当せず、本件実施機関の非公開の判断は妥当ではない。また、本件文書⑭で公開すべきとする項目のうち、施設番号136に「利用時間」欄外記載、施設番号74、102、123、132、141に「利用者数」の人数以外の記載が認められるが、これは回答内容の補足的な説明であり、本件条例第5条第1項第5号に該当せず非公開の判断は妥当ではない。

なお、本件文書⑮では調査票による回答が認められるものの、本件文書⑭に記載のない施設が1件あるが、これについても、本件文書⑭で公開する情報については、本件条例第5条第1項第5号に該当せず公開すべきである。

(4) 本件条例第5条第1項第4号該当性について

本件条例第5条第1項第4号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非公開とすると規定している。これは、事務又は事業の内容及び性質に着目し、公開することにより当該事務又は事業に関する情報を公開することの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にする確実性が高い場合について、非公開とすることができるとするものである。

本件実施機関は、本件文書⑰から⑱について、町田市議会における一般質問の答弁に係る事務事業における意思決定に著しい支障を生じさせることが懸念されるとして、公開できないと主張するので以下、検討する。

ア 本件文書⑰について

本件実施機関から当審査会において聴取等したところによると、本件文書⑰である「平成28年(2016年)第3回町田市議会定例会における一般質問(9月6日 白川哲也議員)に関する質問主旨・答弁要旨」は、各市議会議員から市長に事前に通告された質問項目のうち、地域福祉部に関連するとして割り振られたものについて、

当該議員と面会して質問内容のヒアリングを行った内容、それに対する答弁の要旨、答弁者その他関係情報をまとめたものである。これは、市議会における答弁準備のために開催される全庁的な検討会の検討用資料として決まったフォーマットにより作成され、市長等が参加する検討会での協議、調整を経て本件文書⑱である答弁案が作成される手順となっている。

本件文書⑰に記載されている内容には、市議会において行われた答弁ではない未確定のもので、実際の答弁と方向性や内容が異なることもあるので、その差異に対する憶測、修正・調整の是非が議論され、本件実施機関としては未確定な情報に対して説明責任を果たすことは困難であると主張する。

当審査会で見分等したところ、本件文書⑰には確かに所管部・課の聴取した質問内容、所管課としての一次的な考え方や方向性、評価・判断、答弁要旨などが記載されていると認められた。また備考欄は、さまざまなことを必要に応じて記載するものとして用いられているとのことである。

議会一般質問での答弁は、本件実施機関としての質問内容にかかる事務事業や施策、事柄などについての実施や対応、方針を拘束し、あるいは影響を与えるものになるため、所管部署の判断だけでなく政治的・総合的な調整を経て作成される。本件文書⑰は、こうした政治的・総合的な調整を行うため、所管部署としての質問内容に対する一次的な判断・評価を記載することを前提に作成されたものと認められる。所管部署が一次判断・評価を率直に行い、考慮すべき要素など想定されるものを記載することで、政治的・総合的判断が調整される事務事業であることを踏まえると、本件文書⑰すべてを公開することにより事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にする一応は認められる。

しかしながら、本件条例第5条第1項第4号が「著しく」と規定している趣旨を踏まえると、フォーマットの表題及びフォーマットの表の最初の3段目までは、調整にかかる記載内容ではないため、公開しても事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは認められず、公開すべきである。また、本件文書⑰について検討す

れば、「答弁要旨」記載内容は、本件文書⑱の内容との同趣旨であり、「備考」欄も参考情報としての事実関係が中心であるため、これらを公開したとしても事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは認められず、公開すべきである。なお、「備考」欄記載のうち6行目記載の4つの項目内容の記載部分のうち、最初の1項目内容以外については、本件条例第5条第1項第5号に該当する可能性があるため、本件実施機関において改めて判断されたい。

イ 本件文書⑱について

本件実施機関からの聴取等によると、本件文書⑱は本件文書⑰を踏まえた検討会での調整を受け、所管部課で答弁書案として作成されたものである。これはさらに調整・検討されるなどして修正等がされる場合があり、議会で答弁された内容として議事録に記録されたものが、本件実施機関としての正式な見解等であって、本件文書⑱が議会での答弁と異なるものもあるとのことである。こうしたことから、本件文書⑰と同様の理由で非公開とする必要があると本件実施機関は主張している。

本件文書⑱は、本件文書⑰とは異なり、検討会での調整を経て所管部課で起案された案である。検討会には市長を含めた幹部が参加し、答弁内容について協議・調整された結果を踏まえて作成されているため、本件文書⑰と同程度の未確定、未成熟な情報とは言えない。本件文書⑱は、いったん調整された本件実施機関の一定の意思を示したものであり、これをさらに調整したことで実際の議会における答弁とは異なる内容を含んでいたとしても、公開することにより事務事業の目的を失わせる著しい支障があると認めることはできない。本件文書⑱の内容と議会での答弁内容に違いがある場合は、その差異や違いについてむしろ本件実施機関として説明責任を果たすことが求められるというべきである。したがって、本件実施機関の判断は妥当ではない。

ウ 本件文書⑲について

当審査会で本件実施機関から聴取等したところによると、本件文

書⑬は、一般質問において答弁書が作成されている答弁のほかに、議員から再質問等があった場合に備えて、手元資料として用意されているものとのことである。特に決まった書式や形式があるわけではなく、また想定される質問やそれに対する答弁要旨についても、事前に本件実施機関内で協議・調整・検討が行われたものではないとのことであった。また、想定した質問が実際に議会でなされた場合であっても、想定した答弁要旨に沿った答弁をするとは限らず、答弁者が手元資料として参考にしつつ、適宜判断して答弁を行っているとのことである。そのため、本件実施機関は文書の性質として公開することができないと主張しているところである。

当審査会で本件文書⑭を見分したところ、やまゆり園事件に関連した本件実施機関としての対応の事実関係や一般的な内容や、本件実施機関としてすでに公開している情報も見受けられるほか、公知性のある情報ではないものの、情報内容や性質として、議会答弁対応という事務事業への支障が認めがたいものである。したがって、本件文書の性質を踏まえても、本件文書⑮については、公開することにより議会答弁対応という事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にするとは認められず、本件条例第5条第1項第4号には該当しない。

しかしながら、質問7から10については、情報の内容・性質からして本件条例第5条第1項第5号に該当する内容を含むとも思われることから、実施機関において改めて判断されたい。

4 e について

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は子ども総務課所管の対象文書として、平成28年7月26日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」及び同通知を受信した際の東京都福祉保健局少子化対策部計画担当の電子メール本文、平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（通知）」及び同通知を受信した際の東京都福祉保健局少子化対策部計画担当の電子メール本文並びに当該通知を子ど

も生活部各課に送付するための起案書を特定した。これに対し、審査請求人は、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて探索が行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

当審査会において、町田市近隣で起きた「やまゆり園」事件を受けて実施機関の対応を聴取したところ、厚生労働省からの通知等を受けて子ども生活部各課において事業等を実施した実績はないとのことであった。また、平成28年9月15日付け通知は各学童保育クラブ・子どもセンター・子どもクラブ、町田市公立保育園、市内乳児院・児童養護施設に送付したが、本件請求時点でさらなる対応は実施しておらず、事件を受けて各施設から関連する問い合わせ等もなかったとのことであった。

なお、事件を契機に2016年度中に学校敷地外の学童保育クラブ2か所及び子どもセンター3館に防犯カメラが設置されたとのことであるが、未設置施設に早期設置の必要があると急ぎよ決まったものである。そのため、当該年度で設置を予定していたものではなく、本件請求時点では予算措置の目途が立っておらず、予算執行状況を踏まえて2016年12月以降に費用見込み等の調査を始めたとのことであった。

(3) 原処分の妥当性について

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で事件を受けた事業等が行われていたとは認められず、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公

文書が存在するとは認め難いことから、実施機関の判断は妥当である。

5 f について

(1) 審査請求の対象について

本件請求に対し、実施機関は保育・幼稚園課所管の対象文書として、平成28年7月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における安全管理の徹底等について（依頼）」並びに別添文書、平成28年7月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」並びに別添文書、及び平成28年8月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「関係機関等と連携した学校における安全管理の徹底等について（依頼）」とこれらの文書を関係施設に通知する起案書と鑑、並びに平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長らによる「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（通知）」及び別添文書を收受し関係施設へ周知する起案書を特定した。これに対し、審査請求人は、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法は処分として本件審査請求を行った。

(2) 文書の探索範囲等について

当審査会において実施機関に照会したところ、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバ、職員個人・組織ごとに割り当てられている電子メールについて探索が行われていた。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。また、各通知を送付した関係施設を対象とした説明会などは実施せず、また通知内容に関する協議等の実績もなく、各通知を受けた関係施設からの問合せもなかったとのことであった。

(3) 原処分の妥当性について

以上のことを踏まえると、本件請求が行われた時点で事件を受けて

通知等の收受及び関係施設への通知のほかに事務事業が行われたことは確認できず、また、文書の探索範囲に特段不合理な点はないため、請求対象文書として特定されたもの以外に公文書が存在するとは認め難いことから、実施機関の判断は妥当である。

6 g について

(1) 対象文書

本件請求に対し、実施機関は市民病院総務課所管文書として、2016年7月26日午後の「報道関係取材報告書」を特定し、報道機関取材者氏名を本件条例第5条第1項第1号に該当するとして一部非公開とした。また、「津久井やまゆり園における殺傷事件患者受け入れ機関の情報交換について（報告）（第17回県北・県央地区メディカルコントロール協議会での情報交換）」を特定し、本件条例第5条第1項第4号に該当するとしてそのすべてを非公開とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は非公開部分が本件条例第5条第1項第1号及び第4号に該当せず、該当してもただし書きすべてに該当し、あるいは公益上の裁量開示による公開を求めている。また、請求対象文書の探索が不十分であるか、対象となるべき文書が本件条例の開示請求対象外文書としていると主張し、違法な処分として本件審査請求を行った。

(2) 探索範囲

当審査会において本件実施機関に照会等行ったところ、やまゆり園事件に関する対応は特定の職員のみによって担当され、当該職員が請求対象文書について、本件請求を受けて紙媒体で保存されているファイル等のほか、文書管理システム、ファイルサーバについて探索を行ったとのことである。さらに、本件条例第2条第2号の定める公文書に該当しないこと、あるいは同号ただし書きに該当することを理由に請求対象文書から除外した文書等はないこと、同第13条の定める他の制度等の調整により適用除外としている文書等はないとのことであった。

しかしながら、当審査会で担当職員に確認したところ、やまゆり園から救急搬送された患者に関する診療記録が存在することが認められた。本診療記録は、本件請求の対象公文書として特定されなければな

らない。

また、市民病院総務課所管の「報道関係取材報告書」は2016年7月26日午後の分のみ特定されているが、広報課所管分としてこのほかに、市民病院総務課の報道対応分として同日午前分の同報告書が認められるところである。広報課所管分は市民病院総務課から提出されたものをもとに作成されており、これに対応する「報道関係取材報告書」が本来は存在しなければならないが、探索の結果、存在を確認できなかったとのことであった。本件実施機関による探索範囲に特段不合理な点はなく、該当文書の存在を示す客観的事実も確認できないため、文書管理上極めて不当ではあるが、請求対象文書として特定されていないことはやむを得ない。

(3) 報道取材報告書の非公開事由の該当性について

2(3)で判断した通り、報道機関の記者等の氏名については、本件条例第5条第1項第1号に定める個人情報に該当し、ただし書きのいずれにも該当しないことから、非公開とした本件実施機関の判断は妥当である。

(4) 県北・県央地区メディカルコントロール協議会に関する文書の非公開事由の該当性について

県北・県央地区メディカルコントロール協議会とは、相模原市消防局を事務局とし、救急体制や活動に関する事項を協議・調整し、推進することを目的に設置されているものである。町田市は本協議会の委員ではないものの、やまゆり園事件に関して救急搬送を町田市民病院が受け入れたことから、救急活動や地域の医療機関の連携体制についての情報共有と検証を行う協議の場に、オブザーバーとして招かれている。特定されている文書は、以下のものから構成されている。

①協議会に関する報告起案書

②協議会による結果通知

③第17回県北・県央地区メディカルコントロール協議結果

④出席者名簿

⑤協議会次第

⑥協議会設置要綱

⑦「津久井やまゆり園」における集団救急事案について

- ⑧施設図等
- ⑨救急活動概要
- ⑩災害医療センター

これらすべてについて、本件実施機関は公開を前提としない会議の議事録であり、各関係機関からの忌憚のない意見を聴取することを目的としており、公開すると参加関係機関における事務の実施の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすることから、本件条例第5条第1項第4号に該当するとしているので、以下検討する。

ア 本件文書の性質について

協議会事務局からの通知である本件文書②によると、捜査中の案件であるなどから、外部への提供をしないよう要請する記載があることが認められ、このことから本件実施機関は公開を前提としない会議の議事録と主張しているところである。しかしながら、協議会における具体的な協議内容やそれに係る資料についての外部提供をしないよう要請しているものであって、本件文書①から⑨のすべてについて非公開とすることまでを要請しているとは認められない。

ただし、本件実施機関は協議会の構成員ではなく、オブザーバーとして第17回協議会に参加したものであり、本協議会の開催、関係機関との調整・協議、当該地域における救急体制・活動について主体的に関与するものではない。そのため、本件文書を公開することにより、協議会に係る事務事業の公正かつ適正な遂行への支障について、本件実施機関として判断し得るものではないことも踏まえる必要がある。

イ 本件条例第5条第1項第4号該当性について

以上のような観点から本件文書の内容を検討すると、情報内容としては協議会の設置や構成に関する情報、第17回協議会の参加者に関する情報、事件当日の救急活動などの協議・検討事項、内容及びその資料に分類することができるほか、本件実施機関が作成した文書も含まれている。

このうち、本件文書①は協議会に関する報告のための本件実施機

関による起案文書、本件文書②は相模原市消防局による協議会結果を送付する際の通知、本件文書⑤は協議会議事次第、本件文書⑥は協議会の設置や構成に関する情報であり、いずれも、協議会で協議・検討された内容にかかるものではない。したがって、これらを公開しても、協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められない。

また、本件部分④は第17回協議会の出席者名簿である。名簿には協議会の委員、協議会内の部会の代表者、オブザーバー、事務局の情報が含まれている。協議会の構成員やオブザーバー参加している機関等を明らかにしても、協議会の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められない。しかしながら、本件文書④の中には本件条例第5条第1項第1号に該当する情報と解される情報も含まれることから、改めて本件実施機関において判断された。

本件文書③は第17回協議会の結果を取りまとめたものである。記載項目のうち、「日時」、「場所」、「出席者」（名簿が文書④として別添されており出席者の個別的記載なし）、「あいさつ」、「議題」のうち議題（1）、（2）、（3）は実質的な活動・協議内容ではなく、かつオブザーバー参加した医療機関名は公になっており、いずれも公開しても協議会の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするとは認められず、本件条例第5条第1項第4号に該当しない。

「議題」のうち（4）が出席者の間で行われた意見交換を記録したものであり、事件当日の活動とその評価についての具体的な記載が認められ、協議会事務局による本件文書②で外部への提供しないよう要請しているのは、この部分と理解するのが相当である。そうするとこのうち、具体的な検討内容にかかる情報は、本件実施機関が主張する、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとして本件条例第5条第1項第4号に該当するとした判断は妥当である。しかしながら、記載内容のうちア、イ、ウ、エの見出しは一般的な記述であるため、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

「議題」のうち（５）は検証結果のまとめであるが、相模原市消防局が報道機関の取材等に答えて報道されている内容と同趣旨であり、新たな事実を明らかにするものではなく、公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

本件文書⑦は当日の救急活動の概要等をまとめたものである。このうち、項目１、２（入所者の男女内訳を除く）は公知性のある情報をまとめたもの、項目３のうち（１）、（２）、（４）、（６）、（７）は消防等の出動状況などである。また項目３のうち（３）の表のうち合計部分及び死者の内訳、（５）については事件当時に相模原市消防局からの発表された情報と認められる。これらについては、公開しても協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。

本件文書⑧のうち、表面は公になっている情報、裏面上段は当日の消防の活動にかかる情報であるが具体的な救急活動にかかる情報ではなく、いずれも公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。しかしながら、裏面下段は当日の救急活動の具体的内容を含むものであり、本件条例第５条第１項第４号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

本件文書⑨は、救急活動概要をまとめたものである。このうち、傷病程度、搬送先については、すでに判断した部分で公開と判断しており、また、傷病NOは一時的に付されたもの、市町村及び部隊名は出動した消防にかかる情報であり、いずれも公開することにより協議会及び本件実施機関の事務事業の適正かつ公正な実施を著しく困難にするものとは認められない。そのほかの部分については、本件条例第５条第１項第４号に該当するとした本件実施機関の判断は妥当である。

本件文書⑩は搬送を受けた医療機関における具体的な救急救命活動に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより協議会における医療機関との連携関係などの事務事業に著しい支障があると認められ、本件条例第５条第１項第４号に該当するとした本件

実施機関の判断は妥当である。

7 結論

以上の通りであるから、実施機関の行った決定のうち、b、c、d、gに係る決定は不当である。

第6 付言

本件実施機関は、障がい福祉課所管文書のうち本件文書⑰から⑲について、本件条例における公文書に該当するものの町田市文書管理規程上の保存文書には位置付けられていない旨主張するので、これについても言及しておく。

本件規程第2条第1号は、「文書等」を「職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。」と定め、「文書等」について「整理」（同31条）、「分類」（同32条）、「保存期間」（同33条）などを定めて適切に管理することとされている。

これらについては起案文書を想定しているとのことであるが、本件条例は「公文書」を対象に開示請求権を保障しており、本件文書⑰から⑲についても当然に含まれるものである。本件条例を適正に実施するためには、公文書そのものが適正に管理されていなければならない。文書管理規程に関わらず適切に整理され、保存期間が設定されている必要があることは言うまでもない。

本件条例の対象となる公文書について、適切な管理が確保されるよう実施機関において適切な措置を講じられたい。